



# 第9期近江八幡市総合介護計画

近江八幡市高齢者福祉計画  
近江八幡市介護保険事業計画

概要版



赤コン君



あぶっち

令和6年3月  
近江八幡市



## 計画策定の背景と趣旨

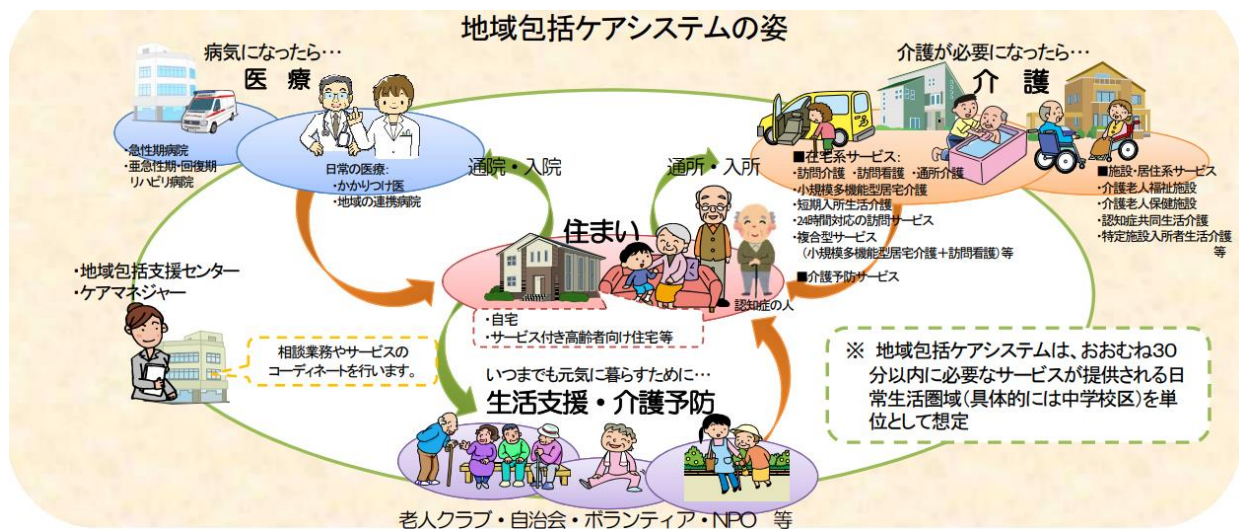
わが国では、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢者人口がピークとなる令和22年(2040年)には、85歳以上人口が急速に増加し、医療と介護双方のニーズを有する高齢者など、様々なニーズのある要介護高齢者が増加するとともに、介護職員の不足等が見込まれています。

第9期総合介護計画では、第8期計画における取組を継承・発展させつつ、令和22年(2040年)を見据えて、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となる地域包括ケアシステムの推進を目的に、取り組んでいきます。

## 地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムとは、高齢者に関わる様々な人や社会資源が、地域の中でつながりを持って高齢者の生活を支えるしくみです。

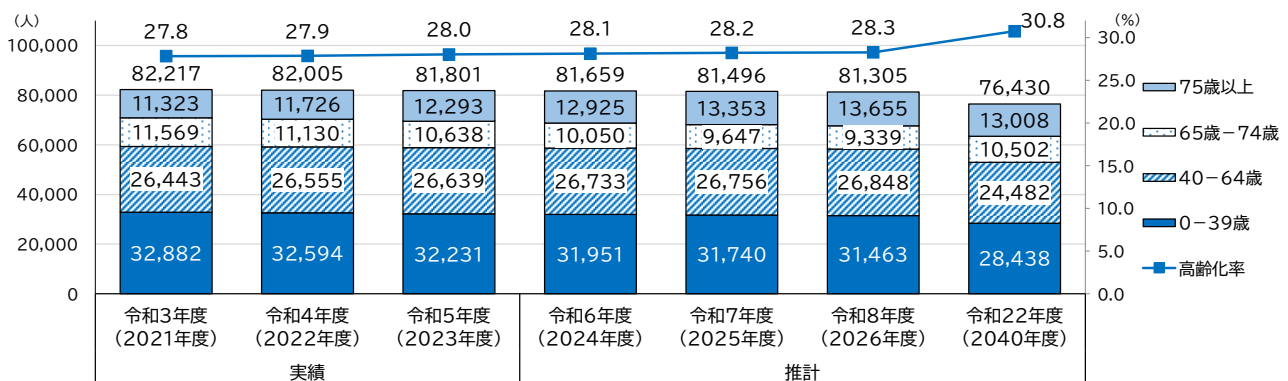
本市においては、その対象者を高齢者のみならず、障がい児者、子ども等とし、ひいては市民すべてが病気や高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めます。



## 2025・2040年を見据えた高齢者を取り巻く姿

本市の将来人口は、減少していくことが見込まれますが、高齢者人口は増加傾向で推移していくものと見込まれます。

【総人口及び各年齢階層人口の推計】



## 計画の体系

### 基本理念

自らが自立意識を持ち共に支え合いながら  
住み慣れた地域での生活を継続する

高齢になっても、認知症になっても、医療が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく生活することができる

心身の状態がよい  
高齢者が増える

高齢者の安全・  
安心な生活が  
確保されている

介護サービスや  
高齢者福祉サービ  
スが充実している

### 近江八幡市の地域包括ケアシステムの構築

#### 基本目標1 住み慣れた地域で生活するための相談・支援体制の充実

方向性1 相談体制・支援体制の強化

方向性2 日常生活を支援する体制の整備・強化

方向性3 認知症施策の推進

方向性4 在宅医療・介護の連携推進

#### 基本目標2 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

方向性1 健康づくりと介護予防の推進

方向性2 高齢者の活動支援(生きがいづくり)

#### 基本目標3 安全・安心な暮らしを支える体制づくり

方向性1 権利擁護の推進

方向性2 多様な住まい方への支援

方向性3 災害時の体制づくり

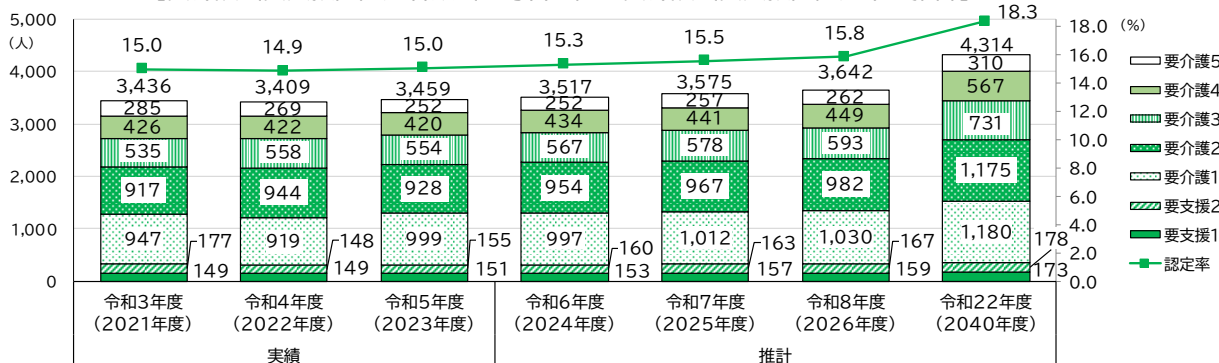
#### 基本目標4 介護保険をはじめとしたサービス基盤の整備

方向性1 介護保険サービス

方向性2 高齢者福祉サービス

本市の要介護（要支援）認定者数（2号含む）は、年々増加していくことが見込まれます。

【要介護（要支援）認定者数（2号含む）と要介護（要支援）認定率の推計】



## 第9期の取組

### 基本目標1 住み慣れた地域で生活するための相談・支援体制の充実

高齢になっても、認知症になっても、医療が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく生活することができるよう、不安や悩みを抱える人が早期に必要な支援につながるしくみづくりや、多様化・複雑化する課題などに対応できる相談支援体制づくりに取り組みます。

また、地域住民をはじめ多様な主体による地域での支え合い、助け合いを推進・促進することで、日常生活の支援体制の整備・強化に取り組むとともに、認知症の人や医療・介護の両方のニーズがある人など、一人ひとりの心身の状態や、置かれている状況に応じた支援の充実を図ります。

1. 相談体制・支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域包括支援センターの機能強化</li> <li>② 地域包括支援ネットワークの構築</li> <li>③ ケアマネジメントの質の向上</li> </ul>
2. 日常生活を支援する体制の整備・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域協働による支え合いのしくみづくり</li> <li>② 家族介護者支援の充実</li> </ul>
3. 認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 認知症の普及啓発、本人発信支援</li> <li>② 認知症予防に資する可能性のある活動の推進</li> <li>③ 医療、ケア、介護サービス、介護者への支援</li> <li>④ 認知症バリアフリーの推進、若年性認知症の人への支援、社会参加支援</li> </ul>
4. 在宅医療・介護の連携推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 自分らしい生き方を明確にする支援とチームアプローチの実践</li> <li>② 市民のセルフケア力や地域力向上に向けた医療・介護専門職の関わり</li> <li>③ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築</li> </ul>

#### オレンジカフェ



### 基本目標2 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

高齢期を迎えても、誰もが心身共に健やかに暮らしていけるよう、効果的な介護予防とともに、介護予防の基礎となる健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図ります。

また、多様な活動、交流、就労・就業支援などの社会参加・生きがいづくりに関する取組の充実を図るとともに、高齢者のニーズや生活機能に応じた社会参加を支援できる体制の構築に取り組み、高齢者の活躍を促進します。

1. 健康づくりと介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護予防・日常生活支援サービス事業の取組</li> <li>② 一般介護予防事業の推進</li> <li>③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施</li> </ul>
2. 高齢者の活動支援（生きがいづくり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 住民主体の活動や活動の場等への支援</li> <li>② 地域活動への参加・就労支援の促進</li> </ul>

### 基本目標3 安全・安心な暮らしを支える体制づくり

高齢者の安全・安心な生活が確保されるよう、高齢者虐待防止を推進するとともに、成年後見制度の利用促進など高齢者の権利擁護を推進します。

また、地域における高齢者の住まいに関する現状・課題を十分に踏まえ、高齢者やその家族のニーズに対応できるような住まいの確保や多様な住まい方への支援に取り組みます。

さらに、災害時の高齢者の安全と安心を確保する支援体制の整備を図ります。

1. 権利擁護の推進	① 高齢者虐待の防止 ② 成年後見制度の利用促進
2. 多様な住まい方への支援	① 住まいに係る施策との連携
3. 災害時の体制づくり	① 災害時における要支援者等の避難支援施策との連携

### 基本目標4 介護保険をはじめとしたサービス基盤の整備

高齢者が要介護状態等となっても、高齢者自身やその介護者の状況に応じた介護サービスや高齢者福祉サービスを利用できるよう、地域の実情に応じたサービス基盤の整備を進めます。また、引き続き、介護保険制度の円滑な運営や介護サービスの質の向上などに取り組みます。

さらに、地域における介護ニーズに応えられるよう、長期的な視点も踏まえ、介護人材の確保・育成や介護現場の生産性の向上などの取組を推進します。

1. 介護保険サービス	① 介護サービスの充実 ② 介護保険制度の円滑な運営と適正な事業運営の確保 ③ サービスの質の向上と利用者支援 ④ 介護人材の確保・育成と介護現場の生産性の向上 ⑤ 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進 ⑥ 防災・感染症対策の推進
2. 高齢者福祉サービス	① 高齢者福祉サービスの整備

#### 介護に関するセミナー・研修



介護ロボット等展示セミナー



介護に関する入門的研修

## 介護保険料

### ■ 介護保険制度とは？

介護保険制度とは、市が運営し、高齢者の暮らしを地域ぐるみで支える制度です。介護が必要となるリスクは誰にでもあります。このようなリスクを多くの人で負担しあい、万が一介護が必要になったときに、サービスを受けられるようにするのが介護保険制度です。

### ■ 誰が負担するのか？

介護保険には、40歳以上の人全員が加入します。65歳以上の人（第1号被保険者）、および40～64歳（第2号被保険者）の人が支払う保険料と、国、県、市が負担する公費で構成されています。

### ■ 保険料はどうやって決まるのか？

介護サービス提供にかかる費用の総額のうち、65歳以上の人（第1号被保険者）が負担すべき金額は、全体の23%です。一人ひとりの保険料は、各人の所得の状況に応じて決まります。

介護保険サービス提供にかかる費用の総額（保険給付費）				
65歳以上の人	40～64歳の人	近江八幡市	滋賀県	国
23%	27%	12.5%	12.5%	25%
保険料 50%		公費 50%		

### ■ 保険料の算定

$$\text{近江八幡市に必要な介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の負担分 (23\%)} \div \text{近江八幡市在住の65歳以上の人数}$$

$$= \text{保険料基準額 (年額) 64,800円 / (月額) 5,400円}$$

### ■ 保険料の比較

	第9期（令和6年度～8年度）	第8期（令和3年度～5年度）
月額	5,400円	5,400円
年額	64,800円	64,800円

## ■ 所得段階別介護保険料

近江八幡市の第9期（令和6年度～8年度）における、65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料は、下記のとおりです。

区分	対象者		保険料率	保険料額 (月額)	保険料額 (年額)	
第1段階	世帯非課税	本人が住民税非課税	0.285	1,540円	18,480円	
第2段階						・生活保護受給者または老齢福祉年金受給者 ・本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の人
第3段階						第1段階以外の人で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が120万円以下の人
第4段階	世帯課税	本人が住民税非課税	0.85	4,590円	55,080円	
第5段階						世帯全員が住民税非課税で、第1段階、第2段階以外の人
第6段階	本人が住民税課税		1.0	5,400円	64,800円	
第7段階						本人が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の人
第8段階						本人が住民税非課税で、第4段階以外の人
第9段階						住民税本人課税で、合計所得金額が120万円未満の人
第10段階						住民税本人課税で、合計所得金額が210万円未満の人
第11段階						住民税本人課税で、合計所得金額が320万円未満の人
第12段階						住民税本人課税で、合計所得金額が420万円未満の人
第13段階						住民税本人課税で、合計所得金額が520万円未満の人
第14段階	住民税本人課税で、合計所得金額が620万円未満の人					
第15段階	住民税本人課税で、合計所得金額が720万円未満の人					
第16段階	住民税本人課税で、合計所得金額が720万円以上の人	2.4	12,960円	155,520円		

※基準月額とは5,400円です。各所得段階の保険料（月額）は、基準月額に保険料率をかけて10円単位で端数処理しています（10円未満切り上げ）。

※第1～5段階の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得金額を差し引いた額となります。

※第1段階から第3段階は、低所得者向け保険料軽減措置後の額です。

## 健康に暮らし続けるために、地域の活動に参加してみませんか？

### ■ こんなお悩み、一人で抱えていませんか？

地域とのつながり方が  
分からない…。



最近、自分の健康や  
体力に不安を感じる…。

地域住民が自由に参加できる地域に開かれた集いの場として「ふれあいサロン」があります。



高齢者の筋力向上を主な目的とした「いきいき百歳体操」を実施しています。



## お困りごとは、お近くの地域包括支援センターへ

地域包括支援センターとは、介護・医療・福祉などの関係機関と協力して、高齢者の皆さんの健康、生活を支える相談窓口です。市内に4か所あります。

小学校区	相談窓口	住所	電話
八幡・島・岡山・沖島	中北部地域包括支援センター	北之庄町 912	31-1970
金田・馬淵・武佐	東部地域包括支援センター	友定町 305	43-0602
桐原・桐原東・北里	西部地域包括支援センター	江頭町 417-2	36-2205
安土・老蘇	安土地域包括支援センター	安土町上出 908-1	46-4134

## 第9期近江八幡市総合介護計画 概要版

令和6年3月

発行：滋賀県近江八幡市 〒523-0082 滋賀県近江八幡市土田町 1313 番地

福祉保険部 長寿福祉課

(TEL) 0748-31-3737 (FAX) 0748-31-3738

福祉保険部 介護保険課

(TEL) 0748-33-3511 (FAX) 0748-31-2037